

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

- 1 日時
令和3年3月22日（月曜日）
午前10時2分開会、午前11時46分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 政策企画部
八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、
 - (2) 総務部
白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、村上参事兼人事課総括課長、
小原参事兼財政課総括課長、平野管財課総括課長、奥寺税務課総括課長、
西野行政経営推進課総括課長、戸田法務・情報公開課長
 - (3) ふるさと振興部
佐々木ふるさと振興部長、箱石副部長、小野寺地域振興室長、畠山地域企画監
 - (4) 復興局
大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長、
阿部まちづくり・産業再生課総括課長、佐藤生活再建課総括課長
 - (5) ILC推進局
高橋局長、高橋副局長、澤田計画調査課長
 - (6) 人事委員会事務局
今野事務局長、高橋職員課総括課長
 - (7) 警察本部
大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、加藤生活環境課長
- 7 一般傍聴者
なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第22号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- イ 議案第23号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第24号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- エ 議案第25号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
- オ 議案第44号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- カ 議案第45号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- キ 議案第46号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- ク 議案第47号 宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第48号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- コ 議案第49号 災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて
- サ 議案第50号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第39号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願

(3) その他

- ア 次回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○岩淵誠委員長 おはようございます。ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会

議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**畠山地域企画監** 議案第22号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の3ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより、市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨ですが、特定粉じん排出等作業に係る措置の命令に係る事務を新たに宮古市及び花巻市が処理することとするとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容ですが、一つ目は、大気汚染防止法の一部改正に伴い、同法第18条の18第1項に規定する特定粉じん排出等作業に係る措置の命令が新たな事務として追加されたところ、当該事務が既に移譲した事務に密接に関連していることから、宮古市及び花巻市に権限を移譲するとともに、あわせて所要の整備を行うものであります。

二つ目は、食品衛生法等の一部改正に伴い、岩手県食の安全安心推進条例第19条に定める食品等の自主的な回収の報告届出制度と同等の制度が創設され、同条例を改正し、第19条を削除することから、当該届け出に係る事務を削除するものであります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、2、(2)は、令和3年6月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**岩淵誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○**岩淵誠委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○**岩淵誠委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○**岩淵誠委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上参事兼人事課総括課長 議案第23号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の9ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてでございますが、社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、支給限度を引き上げるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)については、社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、支給限度額を引き上げるものであります。具体的な改正点の一つ目は、各広域振興局保健福祉環境部の職員の手当の支給対象業務に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法に基づく業務を加えるものであります。DV防止法に基づく相談等の業務は、福祉総合相談センター及び各広域振興局保健福祉環境部が行っているところですが、今回の改正により広域振興局で主に相談業務を担っている会計年度任用職員が支給対象となるものでございます。なお、福祉総合相談センターにおいて相談業務を行う職員に対しては、現行の規定により月額の手当を支給しているところでございます。

次に、改正点の二つ目になりますが、児童相談所に勤務する職員の処遇改善のため、手当の支給限度額を1万2,800円から2万円に引き上げるものであります。これは、国において児童相談所職員の業務の困難性、特殊性を考慮し、処遇改善を図るための地方交付税措置として、特殊勤務手当の積算単価を月額2万円に引き上げたものでありまして、これを受けた他県の見直し等の状況も考慮して手当の引き上げを行おうとするものであります。

次に、(2)についてであります。条例の規定方法及び新型コロナウイルス感染症の定義について、所要の整備をするものであります。今回の復興防災部の新設により、条文中に規定されている総合防災室という組織名を変更する必要が生じるものですが、この改正の際に、本条例に規定されている組織名の規定方法を改めて整備し、可能な限り条例より下位の法令である規則を根拠としている組織名を削除したり、人事委員会規則に委任するなどの見直しを行ったものであります。このほか、先ほど申し上げたDV防止法に関する条文の整理を行うほか、国の例に準じて新型コロナウイルス感染症の定義を改正しようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。この条例は、令和3年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○岩崎友一委員 児童相談所の職員の処遇改善の関係で支給限度額を引き上げるもので

すけれども、これまで支給限度額の1万2,800円が支払われてきたのか確認をしたいと思いをします。引き上げられた場合の対応についてもあわせてお伺いをします。

○村上参事兼人事課総括課長 児童相談所職員へのこれまでの支給状況でございますけれども、正職員につきましては1万2,800円を支給しております。会計年度任用職員で支給対象となる職員については、勤務時間に応じて1万2,800円の範囲内で支給されていたということになります。2万円に引き上げた場合につきましても、正職員については2万円、会計年度任用職員については勤務時間の割合で支給するという形になります。

今後の支給であります、国が交付税措置の単価を引き上げたということでありまして、そういった見直しがあった場合には、適切に対応していきたいと考えております。

○岩崎友一委員 了解しました。児童保護の関係だと、児童相談所だけではなくて、市町村でやっているところもあると思います。窓口業務等に対応している市町村の職員に対して、新たな改正は行われるものか、もしわかれば教えてもらえればと思います。

○村上参事兼人事課総括課長 今回の処遇改善でございますが、児童相談所の児童福祉士と、一時保護所の職員を対象とする処遇改善でありまして、それらの業務に従事する職員が今回の見直しの対象ということになります。岩手県で該当はありませんが、児童相談所を設置している市町村の職員であれば対象になると思います。通常の業務だと今回の見直しの対象とは別なものと認識しております。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上参事兼人事課総括課長 議案第24号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の16ページをお開き願います。なお、説明は、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります、派遣の対象となる職員の

範囲を改めようとするものであります。現在、本条例による公益的法人派遣の対象職員から、定年年齢到達後も引き続き勤務する職員、いわゆる勤務延長職員は除かれているところでございますが、今回の改正により、勤務延長職員のうち人事委員会規則で定める職員を公益的法人への派遣対象とするよう改めるものでございまして、人事委員会規則では対象とする職員を医師及び歯科医師とする予定であります。なお、具体的な対象としましては、岩手県療育センターに勤務する医師及び歯科医師を想定しております。

3の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平野管財課総括課長 議案第25号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の17ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨及び2の条例案の内容であります。東日本大震災津波により著しい被害を受けた者に対する応急仮設住宅の買入れ及び復興交付金を充てて建設し、または買い取った災害公営住宅等を被災市町村に売り払いする際に、その必要性和緊急性に鑑み、地方自治法第96条第1項第8号及び本条例第3条の特例として議会の議決を要しないこととしていたところですが、令和3年4月1日に復興交付金が廃止されることに伴い、この特例を廃止するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

3の施行期日であります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 確認ですけれども、応急仮設住宅は解体までであると思うのですが、解体

が終わったということなのか。また、県が建設したり、買い取った公営住宅の市町村への売り払いが全て完了したから特例を廃止するという理解でよろしいのですか。

○平野管財課総括課長 岩崎委員がおっしゃったとおりの改正理由でございます。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第44号から議案第46号まで、議案第48号及び議案第49号は、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて、議案第47号は宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについてであります。以上6件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤生活再建課総括課長 議案第44号から議案第46号まで、議案第48号及び議案第49号災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについて並びに議案第47号宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の受託の廃止の協議に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案（その2）の145ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

1の提案の趣旨でございますが、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る災害弔慰金等支給審査会の運営に関する事務については、現在大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、大槌町及び野田村の6市町村から委託を受けているところですが、当該6市町村から委託の廃止に係る協議があったことから、当該市町村と当該事務の受託の廃止の協議をすることについて議会の議決を求めようとするものであります。なお、審査会の名称につきましては、宮古市災害弔慰金等審査会は他の市町村と名称が異なっておりますが、受託した事務は他の市町村と同一のものでござい

ます。

次に、2の廃止の理由であります。災害弔慰金等の支給は条例に基づき市町村が行う事務であります。東日本大震災津波発災後の市町村の事務処理体制を考慮し、災害弔慰金等支給審査会の委員の任命及び運営に関する事務につきまして、市町村からの協議に基づき、県が受託してきたものであります。今般、現在当該事務の委託を受けている6市町村から事務の委託の廃止について協議があったことから、この事務の受託を廃止することについて協議をしようとするものであります。なお、東日本大震災津波発災後、県に当該事務を委託した17市町村のうち、既に11市町村については平成29年3月31日をもって事務の委託を廃止しており、今回で全ての市町村からの事務の委託が廃止となるものであります。

3の廃止期日であります。令和3年3月31日をもって廃止しようとするものであります。

なお、これまでの審査の状況につきましては、資料の裏面に参考1として記載していますので、御参考いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第50号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西野行政経営推進課総括課長 議案第50号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の151ページをお開き願います。この議案は、令和3年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1の契約目的でございますが、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告であり、2の契約期間の始期は令和3年4月1

日、3の契約金額は1,238万9,000円を上限とする額でございます。4の費用の支払方法でございますが、監査の結果に関する報告の提出を受けた後に支払うものでございますけれども、必要があると認めるときは概算払とするものとし、監査費用の額の確定後、精算するものとなっております。

契約の相手方でございますが、公認会計士の宮澤義典氏でございます。この者は令和元年度に公募、選定いたしまして、令和2年度の包括外部監査契約の相手方として昨年2月県議会で議決いただいたものでございます。なお、宮澤氏の履歴につきましては、お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○飯澤匡委員 ただいまの説明によりますと、令和2年から宮澤氏と契約したと。契約するに当たっては、この方をどういう観点で評価したのか、その点を説明していただきたいと思えます。令和2年以前はどのような方々と契約してきたのか、氏名等も含めてお知らせください。

○西野行政経営推進課総括課長 今回契約をしたいと考えている宮澤氏でございますが、令和元年度に公募いたしまして、書面審査、面接審査などにより地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し識見を有するというところで決定し、令和2年度に契約いたしました。

また、令和2年度に、令和3年度の包括外部監査はスポーツ振興ということで報告書をいただいております。令和2年度に関しましては、11件の事務的な指摘等を含めまして、今後、県が総括的に取り組むべき意見、施策の推進方策、施設管理のあり方、スポーツ振興事業団のあり方など、広く、非常に参考になる意見をいただいたところでございます。そういうことで非常に適任だと考え、令和3年度も引き続き契約させていただきたいとされているものでございます。

また、過去の契約者でございますが、過去も公募、選定という形をお願いしております。直近ですと、平成29年度から令和元年度までは公認会計士の山崎愛子氏、その前、平成26年度から平成28年度に関しては公認会計士の木村大輔氏ということで、3年に1度、前年度の包括外部監査の状況なども踏まえてお願いしているという経緯がございます。

○飯澤匡委員 公募については、毎年行うのですか。3年に1度なのですか。

○西野行政経営推進課総括課長 3年に1度という形になっております。地方自治法におきまして、4年以上継続して契約はできないとなっておりますので、本県の場合は3年に1度、公募をかけまして、包括外部監査人の選定をしているところでございます。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第39号えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○戸田法務・情報公開課長 受理番号第39号えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、1、再審制度の概要についてですが、刑事訴訟法における再審制度は、有罪の確定判決に対し、被告人の利益のため、主として事実認定の不当を救済するために設けられた非常救済手続です。

再審請求ができるのは、資料の箱囲みに記載のとおりで、七つの要件が刑事訴訟法に規定されています。

再審の請求は、検察官、有罪の言い渡しを受けた者、またはその者の法定代理人などが再審の目的である確定判決をした裁判所に対して行うこととされています。

再審の請求を受けた裁判所は、請求が不適法なものであるとき、または理由がないときは請求を棄却し、請求の理由があるときは再審開始決定を行い、手続をやり直すこととなります。

次に、2ページ目、2、2016年（平成28年）の刑事訴訟法の改正の概要についてですが、一部改正の主な内容は資料記載のとおりとなっております。この一部改正法の附則において、再審請求制度においても証拠の開示などについて、法律の公布後、必要に応じて速やかに政府において検討するよう規定されており、資料に記載しております取り調べの録音・録画制度などの新たに設けられた制度についても、一部改正法の施行後、3年経過後に政府において検討するよう規定されています。説明は以上です。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木宣和委員 本請願に関して、もとより冤罪というのは許されるものではないというところは当たり前の話でありまして、冤罪が起ってしまった事件に関しては、法務省において再発防止に向けた真剣な検討を進めているというように承知しているところであり、本請願における再審請求審における証拠開示というものに関しては一般的なルー

ルを設けることが困難であることや、手続に構造が異なる再審請求審で通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないといった問題点が法務大臣の御答弁でも指摘されているところでございます。

また、再審制度において下された判決は重く受けとめるべきでありますし、再審制度に基づく手続で慎重な検討審議を行うことは、我が国の司法制度に対する国民の信頼を維持するために重要なプロセスというところであります。

この請願にある二つの請願事項ですけれども、全面的な証拠開示、また、検察官の不服申し立てができない制度に改正するということが、こういったことで、現行制度の裁判制度における判決の位置づけを変質させるおそれがあることを否定はできないと思っておりますし、刑事手続に関する協議会におけるやり取りにつきましては、再審請求審における証拠開示について、複数の幹事会の協議テーマとされているということもあります。要は、再審制度に関しての考え方というものは検討されているところということもあつて、今、本請願に賛同するということが難しいと考えております。

最後に、日本の有罪率は99%を超えているという話が、ドラマ等でも扱われることがあります。前提として、起訴するかどうかを検察官が判断するわけですけれども、最近の統計では、検察官が起訴する事件の割合というのは37%というところなんです。99%を超える有罪率は検察官が起訴する事件の割合である37%が分母になっているということで、何でもかんでも有罪になっているというものではないということと、刑事訴訟法の改正により設けられた制度の検討についても進められているということもあつて、私はこの請願に賛同いたしかねるとお伝えしたいと思います。

○郷右近浩委員 教えていただきたいことがあつて質問をさせていただきたいと思えます。受理番号第39号について、説明資料ということでまとめていただきました。そもそも論として、2016年の刑事訴訟法の改正について、情報開示制度の拡充ということで行われたという認識はあつたわけですが、今回の請願で改めて証拠開示制度を拡充するという認識をしました。再審制度に関する部分については刑事訴訟手続の一部分なので、手続全体として見たときの整合性を図りながら、時代に即して少しずつ足りない部分を拡充してきたり、導入してきたと思うわけがあります。証拠開示制度の拡充は、平成28年の改正で現在どのようになっているのかという説明はいただけるのですか。

○戸田法務・情報公開課長 証拠開示の制度なんですけれども、拡充ということで、新たに設けられているのが、公判前整理手続等における証拠の一覧表の交付制度です。被告人または弁護人から請求があつたときには、速やかに検察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないといったことが新たに設けられて、拡充されたところでございます。

○郷右近浩委員 今回の請願を私なりに考えたときに、検察側で手持ちの証拠をどこまで出すかといったような部分等もあると思うのです。制度自体がこれからどこに向かっていけばいいかといったときに、例えばその一部分だけ、ピース、ピースで進めていっていいものなのかどうなのかということ、自分自身はまだ判断がつかないままきょうの常任委

員会に臨んでしまったわけであります。私自身は、もう少し制度自体の勉強をする時間をいただければと思うわけであります。以上でございます。

○岩渕誠委員長 今はい見、質疑なので、取りまとめの仕方についてはこの後お諮りしたいと思ひます。

○佐々木順一委員 平成28年に刑事訴訟法の一部改正が行われたと。そして、政府において速やかに検討するように規定があると。再審請求制度においても証拠の開示などについてという前提が入っております。また、一部改正の施行後3年経過の後に政府において検討するという規定も重ねてあるということでありますので、検討状況がどうなっているのかをある程度お聞きした上で、この請願についての結論を出すべきではないかと思っております。特に請願事項については、1、2の両方とも、それぞれの制度化を求めているわけでありますので、制度の検討状況はどうなっているのかなども、ある程度お聞きした上で結論を出すのが妥当ではないかと思っております。取り扱いも含めての意見であります。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思ひます。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○佐々木順一委員 先ほど申し上げましたが、結論を出す前提となる調査が必要と思っておりますので、この際継続審査が妥当だと思っております。

○佐々木宣和委員 先ほど私がお話ししたところでもありますけれども、表現として賛同することはいたしかねる状態というところでもありますので、継続審査の取り扱いでいいかと思ひます。

○岩渕誠委員長 ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定をいたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○白水総務部長 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを
ごらんいただけますでしょうか。令和3年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案が今国会に提出されており、2月定例会終了後、年度内の公布が見込まれております。

主な改正内容は、不動産取得税について、サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長すること、軽油引取税について、一定の用途に供する軽油の引き取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を延長すること及び自動車税について、環境性能割の税率区分を改めること等でございます。

これらの改正については、令和3年4月1日から施行される予定とされており、早急に条例改正を要しますことから、国会において年度末までに成立した法律の内容に応じ、会期終了後に地方自治法第179条の規定に基づき専決処分をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**奥寺税務課総括課長** 岩手県県税条例の全部改正の方針について、お配りしている資料につきまして御説明させていただきたいと存じます。

1の要旨についてであります。岩手県県税条例の全部改正について、令和3年12月定例会での条例提案を検討しております。条例の規定の分量が多いことから、わかりやすく簡素な条例となるよう検討中であり、総務委員会の委員の皆様のご理解を賜りたく、あらかじめ御説明を申し上げるものでございます。今後成案に向けてさらなる検討を進めてまいりたいという趣旨でございますので、御了承いただければと存じます。

まず、2の改正の趣旨についてであります。県民にわかりやすく、かつ適正な運用を図っていくため、条例の規定方法を見直そうとするものであります。具体的には、現行の岩手県県税条例のうち、地方団体に裁量の余地のない地方税法の引き写し部分については、法令の定めるところによる旨を規定することにより、納税者に対しわかりやすい条例体系を構築しようとするものであります。

次に、3、改正の必要性、(1)、現状についてであります。岩手県県税条例においては、総務省からの通知に基づき、県に裁量の余地のないものであっても、地方税法と重複して岩手県県税条例に引き写して規定しております。その結果として、地方税法の全部、一部を単純に引き写している条項が多数に上っております。

(2)、改正の必要性のアの部分ですが、結果として、納税者にとってわかりにくい状態となっております。すなわち、地方税法に準拠した条例規程の中に、県独自の規程も規定されているため、本県の独自の条例規程などを判別することが難しい状況になっております。また、イの部分ですが、昨年の事例ですが、新型コロナウイルス感染症への対応のための税制改正などの納税者が有利な税制については、条例に規定せず、法律を直接適用したほうが迅速な対応となる事例がございました。

このようなことから、4、改正の方向性であります。岩手県県税条例に係る以上のような課題を踏まえ、(1)、県民や納税者にわかりやすい規定内容とすること、(2)、将来にわたり適正な内容を維持していくことを実現するため、先ほど冒頭で述べましたとおり、県独自の条例規程や地方税法による個別の条例委任事項を明確に規定し、かつその他の規程については法令の定めるところによる旨を規定したいと考えております。

なお、点線の箱書きの部分ですが、参考1、岩手県保健福祉部の事例として、国の省令

の規定を条例に書き写していた21条例について、省令を引き写している規定を削り、独自基準の明確さを図った事例がございます。また、参考2、他県の事例として、今回本県が行おうとする方法で、既に規定している他県の県税条例も7県の事例がございます。

5、全部改正案の概要の(1)、税目、課税客体、課税標準及び税率についてであります。地方税法第3条第1項を踏まえ、各税の冒頭に、その点線の枠内にあるとおり、賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令の定めるところによるという規定を置き、それ以降については本県の独自の条例規定を規定していこうとするものであります。(2)、その他賦課徴収については、地方税法からの委任事項や地方自治法上定めなければならないことなどについて規定していこうとするものであります。

6、条例改正による効果であります。 (1)として制度を確認する際の省力化が図られること、(2)として県の独自基準が明瞭となること、(3)として納税者に有利な税制改正が行われた場合、迅速な周知が可能となることなどが挙げられます。

7、提案予定議会及び施行期日についてであります。令和3年12月定例会への提案に向けて作業を進め、令和4年4月1日施行を目指すものであります。

最後に、8、全部改正後の税制改正への対応であります。全部改正案が施行された場合、県税条例は税制改正どおりの改正が大幅に減ることになりますが、税制改正の主要部分について地方税法の改正がある場合においては、別途、総務委員会において重要事項として説明してまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○岩淵誠委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木順一委員 それでは、この際でありますので、全国知事会と新型コロナウイルス感染症対策について何点かお伺いいたします。持ち時間は20分でいいわけですね。

○岩淵誠委員長 申し合わせのとおりです。

○佐々木順一委員 これまで全国知事会は、新型コロナウイルス感染症対策について、全国知事会の緊急対策本部を通じて、政府にさまざまな提言を行ってきておりますが、その対応状況はどうなっているのか、まずお伺いいたします。

○照井政策企画課総括課長 全国知事会では、令和2年2月に全都道府県知事を構成員とします新型コロナウイルス緊急対策本部を設置いたしまして、これまで18回にわたり本部会議を開催してきたところであります。

新型コロナウイルス緊急対策本部会議では、各都道府県の感染状況や課題等を共有するとともに、国への緊急提言や国民へのメッセージの取りまとめを行っています。また、テーマによりましてはワーキングチームを設置しまして、これまでPCR検査等の検査体制の構築、休業要請等の運用、偏見・差別への対策、円滑なワクチンの接種などについて、現状や課題、対応等を取りまとめ、国への提言に反映させている状況であります。

○佐々木順一委員 精力的におやりになっていることは確認いたしました。前に検証委員会もやるという知事の発言が本会議であったわけですが、それはどうなっているのかということと、新型コロナウイルス緊急対策本部において、知事は最近どのような発

言をされているのか、主なものを具体的にお示し願います。

○**照井政策企画課総括課長** 新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチームにつきましては、令和2年6月に設置しまして、3回の会議を行い、8月に報告書を取りまとめております。その中では、PCR検査の検査体制をしっかりと構築することや、外出自粛、休業要請等の運用や法的な枠組みのあり方、偏見、差別やデマへの対策などを取りまとめ、国への緊急提言に反映したところがございます。

直近でございますと、2月27日の全国知事会での発言となります。この全国知事会で知事は、本県を初めとした全国の感染状況、経済への影響が緊急事態宣言対象地域以外にも出ることを踏まえながら、新規感染者のほぼゼロを目指すことや、緊急事態宣言の対象地域も含め、全国の飲食店や関連事業者に対して支援をすること、例えばG o T o トラベル事業の再開について、地域の実情を踏まえ、まずは県単位から、そして徐々に東北地方のようなブロック単位に、その地域の宿泊施設をその地域の住民が利用するといった弾力的な運用をすることについて発言いたしまして、緊急提言に盛り込まれたところがございます。

○**佐々木順一委員** その知事の発言が政府への提言の中にどのぐらい反映されて、どのぐらい成果があったのか。成果まで答えられるかどうかわかりませんが、もう一回確認します。

○**照井政策企画課総括課長** 2月27日の全国知事会が終わった後、各知事の意見等も踏まえて緊急提言がまとめられております。提言におきましては、達増知事の発言も踏まえながら、感染状況が十分に下がるように全力を尽くすこと、緊急事態宣言対象地域以外の地域や飲食以外の行事においても実効性のある経済対策を講ずること、G o T o トラベル事業につきましては感染状況、地域の実情を踏まえ、段階的に再開することなどについて盛り込まれたところがございます。

○**佐々木順一委員** G o T o トラベルの話が出ましたが、G o T o トラベルの地域ごとの再開、それから持続化給付金の再給付を求める声もあると聞いておりますが、政府の動きが今のところ具体的には見えない状況であろうと思っております。この二つの課題も含めて、今後県はどう対応されるつもりなのか、さらなる緊急提言も含めて、今後の取り組みについて実務的な方針をお伺いいたします。

○**照井政策企画課総括課長** 全国知事会の緊急提言としましては、これまでも国に対して再三にわたって要望しているところがございます。最近ですと、3月18日に本県を含みまず緊急事態宣言地域以外の有志知事によりまして、緊急事態宣言地域以外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急提言、G o T o トラベル事業の段階的な再開に係る緊急提言を取りまとめまして、国や自由民主党に対して要望を行ったところがございます。この提言、要望の中では、例えば新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、緊急事態宣言地域以外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を増設することとか、G o T o トラベル事業につきましては、実施期間の大幅な延長を

することなどについて盛り込まれているところでございます。

○佐々木順一委員 おととい、全国知事会が開かれました。その概要についてお伺いをいたします。

○照井政策企画課総括課長 3月20日に開催されました全国知事会についてでございますが、緊急事態宣言は3月21日をもって解除されることになったものの、変異株は全国に広がりつつあり、また新規感染者数が下げ止まり、再拡大の傾向も見られる地域もあることから、感染再拡大を防ぐために引き続き感染防止策を徹底すること、また、新型コロナウイルス感染症ワクチンにつきまして、広く国民への接種体制の確立を図ること、これは緊急事態宣言地域はもとより、それ以外の地域においても地域経済が危機的な状況に陥っていることも踏まえまして、一刻も早い支援を行うことについて確認され、緊急提言に盛り込まれたと認識しております。

○佐々木順一委員 平成15年ころ、分権改革の一環として三位一体改革がありました。あのときは、岐阜県の梶原拓知事が全国知事会の会長になりまして、闘う知事会を標榜して、政府とかなりのせめぎ合いをやったわけでありまして、全国知事会の存在感が高まったわけでありまして、今回もそれに匹敵するような、全国知事会が存在感を示してきているものと思っております。全国知事会というのは、間違いなく親睦団体ではないわけでありまして、法律に基づいた立派な全国組織であります。政策企画部が全国知事会の事務取扱でありますので、新型コロナウイルス感染症対策でさらに存在感を高めることを念頭に置いて、今後も活動していただきたいと思っております。

話が変わりますが、今から五、六年前に岩手県で初めて全国知事会が開催されました。そこで、この機会を逃さずにILCについて全国知事会の議決を得るべく努力されたほうがいいのではないかと予算特別委員会で求めたわけでありまして、どういう状況にあるのか、現状をお伺いいたします。

○照井政策企画課総括課長 ILCに関しての要望についてでございますが、委員御指摘のとおり、平成29年度に岩手県で全国知事会を開催しておりまして、本県の提案等によりまして、地域における科学技術の振興の要望項目の中に、世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点の形成というものを追加いたしまして、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域の創設についての提言が取りまとめられたところでございます。以後、毎年度、全国知事会の要望に盛り込まれまして、国に対して要望をしているところでございます。

○佐々木順一委員 これで最後にします。直接ILCという表現は避けているようですが、この局面に来たら、そろそろ間接表現ではなく直接表現で訴えるべきだと思います。参考までに、全国都道府県議会議長会では、平成30年度に2回、ILCという表現で決議をしております。業務量は違うわけでありまして、法的には全国知事会と全国都道府県議会議長会は横並びであります。ILCも抜き差しならない状況になっておりますので、今後、全国知事会で直接表現を盛り込むように努力を求めたいと思います。最後に政策企

画部長の見解をお聞きして終わりたいと思います。

○**八重樫政策企画部長** 全国知事会の要望の文言につきましては、先ほど政策企画課総括課長から御説明したとおり、国際科学技術研究拠点の形成、新たな産業集積圏域の創設という文言になっておりまして、これは全国の都道府県が賛同できるよう検討、調整のうえ、今申し上げたような表現となったものと認識しています。北海道東北地方知事会においては、本県からの提案に基づきまして、国への要望について I L C の実現という文言で提言を行っているところでございます。全国知事会の要望に I L C の文言が盛り込まれるよう、機会を捉えて、本県として要望を行っていきたいと思います。

○**中平均委員** 先ほどの岩手県県税条例の全部改正の件についてお聞きしたいと思いませんけれどもよろしいですか。

○**岩渕誠委員長** はい。

○**中平均委員** 来年の1月1日の施行に向けてやっているということですが、あえて改正をしようと思った理由、そこをちょっと。納税者にわかりづらい状態だから直しましょう、迅速な対応ができなかったの、それに対応できるようにしようということですが、改正しようと思った理由をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○**奥寺税務課総括課長** 今回改正するに至った一番の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の対応の関係で、昨年4月に新型コロナウイルス感染症関連の検査対策の中で税制改正が緊急に行われた経緯がございました。その中で、現行条例の一部改正をしないと対応できない部分というのがございましたけれども、やはりそれらの周知に際して、条例改正前に変わりますという周知がしづらいという状況がございました。こういう予定でございますという御案内はできるのですけれども、やはり条例改正可決前にこうなりますというお知らせがしづらいというところもございます。臨時の税制改正はそうそうあるものではございませんけれども、緊急に対応しなければならぬ案件が出た場合に納税者の不利益があってはならないという反省も踏まえ、このような改正をさせていただければ迅速に対応できるのではないかとということで、検討を始めたところでございます。

○**中平均委員** 反省を踏まえてということがありますけれども、どうなのでしょう。しばらく改正をしないで、ずっとこのままになって、国の法令等が入り組んだ状況になっているということだったので、新型コロナウイルス感染症がなければ、しばらく手をつけなかったのかという気もするのですが、どうなのでしょう。県の条例の取り扱いとして何かなければやらないのですか。それとも、定期的に見ながら、一気ににはできないけれども、やっていこうということで進めていくものなのですか。その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○**奥寺税務課総括課長** 改正理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症という大きなきっかけがございました。何も無い状態での唐突な改正というものはなかなか難しいと考えておりますが、改正を全く考えていなかったわけではございません。ただ、国からも、基本的には逐一条例で規定しなさいという通知が出ていたこともあって、なかなか踏み切

れなかったというところもあったかとは思いますが。新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、正式に検討するに至ったところでございます。

○**中平均委員** 検討していただくことはいいことだと思います。納税する県民の皆さんにとって今まではわかりづらかったところが、より便利になるということですよ。そういった意味では、ぜひ進めていっていただきたいと思います。膨大な数の条例があるのはわかりますし、何かきっかけがあってということもわかるのですけれども、以前に直すきっかけがあって直していれば、このような混乱が生じずに済んだというところもあるでしょう。結果論なのかもしれませんが、今後の条例全般の取り扱いは、その辺を踏まえる必要があると思うのですけれども、どのように考えているのかお聞きして終わりたいと思います。

○**戸田法務・情報公開課長** 県の全体の条例の規定の話でございますけれども、わかりやすく規定をするというのは当然のことではあるのですけれども、一方、法令独自の基準づくりというのもありますので、バランスなども考えながら、引き続き規定の仕方については随時検討しつつ、必要に応じて改正をしていきたいと考えております。

○**飯澤匡委員** 2点あります。まず最初に、LCWS2021（国際リニアコライダー・ワークショップ2021）がリモートで開催されましたが、この会議における岩手県の評価と、政府に対して働きかけのポイントになる点を見いだせたかどうか、そのところを中心にお知らせください。

○**高橋副局長** LCWS2021が3月15日の夜から19日早朝にかけて開催されました。初日と最終日の全体会議ではILCの進捗状況を重要なテーマとして取り上げ、ILC国際推進チームによる準備研究所、プレラボに関する検討状況や、加速器設計、測定器開発、物理学研究との検討状況などが発表されました。それから、建設候補地として、東北地方から地域の取り組み状況の報告を行っております。

ILC国際推進チームの中田達也議長からは、プレラボの組織形態等の検討が進められて、その内容が一、二カ月程度で取りまとめられる予定という説明がありました。高エネルギー加速器研究機構からも、プレラボの早期実現に向け、政府との協力を深めて努力していくといったお話があり、アメリカからは、引き続き日本でのILC実現に積極的に取り組んでいくとお話がありました。ヨーロッパからは、欧州原子核研究機構のスタッネス博士から、プレラボの計画に沿って技術開発を進めており、プレラボの資金提供に向けた動きをしていくといったお話もありました。

評価ということにつきましては、ILC研究所の前段となる準備研究所の設立について検討が進んでおり、世界の研究者コミュニティでILC実現を強く望んでいることが確認できたと思っております。また、東北地方の取り組みとを東北ILC事業推進センターの鈴木代表と地元の企業が産業セッションで発表したことで、地元でもいろいろと取り組んでいるということが海外の研究者に直接知ってもらう機会となり、意義があったと思っております。いずれレポートが出るということですので、まずはレポートを注視したいと

考えております。

○**飯澤匡委員** プレラボに向けた技術的な動き等について報告がなされ、共通認識が図られたという報告がありました。気になるのは、当初、高エネルギー加速器研究機構の推進チームの日程では、1年半後ぐらいにプレラボに移行するということだったのですが、この日程で変わりはないのかを確認します。

○**高橋副局長** 具体的にいつまでに検討して、いつから立ち上げるといったようなスケジュールのお話はありませんでした。LCWS2021に先立って国際将来加速器委員会の会議があり、国際将来加速器委員会としても国際推進チームによる設計支援に加えて、政府との連携や取り組みを強化してプレラボの早期の実現を目指すという話がありました。それからILC国際推進チームの中田達也議長からは、国際将来加速器委員会としてことしの年末ぐらいには国際推進チームの取り組みについて評価して、次を検討するという話がありました。これは、昨年、国際推進チームを立ち上げたときに示されたスケジュールと変わりありませんので、今のところそのように取り組みを進めていくものと認識しています。

○**飯澤匡委員** 国際推進チームの取り組みを評価することと、岩手県議会国際リニアコライダー建設実現議員連盟でリモートで行った来年度予算の設計が山場だと。その辺の時系列が合うのかどうかということが心配なのですが、県ではどう考えていますか。

○**高橋副局長** 国内の予算という話と、それから海外の予算という話で、欧米各国の会計年度がいろいろとあるということもあり、ぴたっとそろうという時点はありません。今のところ、どういった形でというのが説明されていませんので、そこも含めて今後出るレポートを見てからというふうに考えております。

○**飯澤匡委員** この件は最後にしますが、いずれ大きな山場に差しかかっているわけですから、今回の会議を踏まえて、来年度初めから当局はどのように動くつもりなのか、方針を明らかにしてください。

○**高橋 ILC 推進局長** 先ほど国際推進チームの提案について、一、二カ月程度という話がありましたけれども、3月17日に東北 ILC 事業推進センターの幹事会がありまして、山下了特任教授にもリモートで出席いただき、提案レポートの第1弾が4月中旬に国際将来加速器委員会で承認を得ると。ただ、今後具体的な日程が決められるようになるのは、ワークショップ終了後になると話を聞いておりまして、今はそれを待っているところです。それを踏まえまして、来年度予算の概算要求等をどのように進めるかという議論がさらに進んでいくかと思いますが、そこに県もかかわって、積極的に情報をいただいて、国内関係者全体の中で県としてやるべきことというのをきちっとやっていけるようにしていきたいと考えております。

また、おおよそ1年後に予定される準備研究所の設立イコール国際推進チームの任務が完了ということになるわけですが、先ほど副局長から評価という話もありましたが、きちっと任務を完了したとなるように、ことしは建設候補地としてやれることは何でも協力していくという形で臨みたいと思っております。

○飯澤匡委員 コロナ禍によって、政府内も新型コロナウイルス感染症に集中しているような格好で、岩手県議会国際リニアコライダー建設実現議員連盟の活動もなかなか精力的に行えないと聞いています。もう山場ですから、しっかりした対応をしていただければ。もちろん我々議会側としてもやれるような努力をしたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目ですが、来年度から復興防災部と名称が変わって、復興局と防災関係をあわせて戦略的に行うというお話でした。ちょっと気になるのは、達増知事の10年を迎えた感想と課題認識が、大体同じトーンなのです。インフラはできた、反転攻勢に出られる、については11年目から新しいステージで行うという話でした。経済対策、産業振興については、今までこの場でもお話をしてきましたが、商工労働観光部の当初予算の審査でも、産業振興の柱が全くもって見えてこないのです。

復興局はグループ補助金とか、いわゆる再生の動きに対してやってきましたが、知事が新しいステージというのだったら、来年度は新しい部局になるので、県民にもわかりやすい形で、こうしたことを柱でやっていくのだと。心のケアを中心というような話もありましたが、今回その件は聞きません。やはり産業をちゃんと立てないと、人口も定着しないし、それからまちの将来というのもあり得ないと私は思っているのです。

まず1番目、復興情報発信事業費というのがあるのですが、2,200万円と多額なのです。これは何に使われているのか、まずこれをお伺いします。

それから、その基本的な姿勢、知事の考え方でやっているのかどうか。知事はインフラができたと言っているのです。暮らしにせよ、仕事にせよ、震災前より大きな希望を持てるように、こういう考え方でいいのか、その点についてもお伺いします。

○大坊復興推進課総括課長 復興情報発信事業についてのお尋ねでございました。ことし度の当初予算におきましては、2,233万1,000円ということで御審議いただいているところでございます。こちらの中身についてでございますが、来年度につきましては、大きく3本ございまして、一つはフォーラムの開催ということでございます。これは継続事業でございまして、県内フォーラムを2回、首都圏フォーラム、東京都と共催するフォーラムを2回。さらに、いわて未来づくり機構が主催し、県が事務局として参加するいわて復興未来塾のフォーラムの開催が2回ございます。

また、二つ目でございますが、県外での復興情報の発信ということでございまして、来年度いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がまいります。こちらの場におきまして、情報発信をするということでございまして、具体的には7月22日から8月7日まで……

○飯澤匡委員 短くていいです。時間がないから。

○大坊復興推進課総括課長 秋葉原で東北ハウスという……

○飯澤匡委員 いいから、秋葉原どうのこうのというのは。

○大坊復興推進課総括課長 三つ目といたしましては、刊行物の発行ということで、いわ

て復興日より、いわて復興の歩みを発行してまいります。内容は以上であります。

○阿部まちづくり・産業再生課総括課長 復興防災部におきます産業振興の柱でございますが、大きく予算事業として掲げられたものを中心に3点あると考えております。一つは水産、沿岸基幹産業の水産加工業の振興でございます。復興防災部は、労働力確保のための宿舍整備などの予算を計上しておりますが、水産加工業には大きな経営課題が種々ございます。原材料の確保については農林水産部、新商品開発、販路の拡大については商工労働観光部、生産現場の改善については沿岸広域振興局などの施策を活用しながら、トータルで水産加工業の支援をしてみたいと考えております。各部局とは、これまでも情報共有を図っております。

加えまして、来年度は人材活用の観点から、専門的知識を持ったプロフェッショナル人材の活用の促進を図るサテライト拠点を沿岸部に設置することとしております。私どもが水産加工業を回った限りでは、経営改革をしたい、改善したいという意欲をお持ちの事業者の方が多数いらっしゃいますので、プロフェッショナル人材の活用がスムーズにいきますよう、サテライト拠点とも情報共有を密に図りながら水産加工業の振興を進めてまいりたいと思っております。

2点目は、新たな事業に取り組む方の支援であります。これまでも創業ですとか新事業展開に係る補助を復興局時代に行っておりましたが、来年度はそのフォローアップの事業を新しく行います。クラウドファンディングを活用したマーケティングなど、新しい取り組みを行いますが、例えばもう少し販路を拡大したい、さらに新たな取り組みを行いたいといった場合には、沿岸広域振興局、商工労働観光部で各種事業を持っておりますので、これらの意欲ある事業者の方々の情報についても引き続き共有を図ってまいりたいと思います。

○岩淵誠委員長 答弁は簡潔に願います。

○大槻復興局長 課長からお話を申し上げましたけれども、一つは、情報発信につきましては例年800万円ぐらいの予算でございましたけれども、来年度東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がございまして、その関係で県外フォーラムの額がかなり大きくなっているところもございまして、追加して説明させていただきます。

また、沿岸部の産業振興の関係につきましては、委員が問題認識を持っていらっしゃるの、復興防災部あるいは復興局としてどういう事業をやるのかということよりも、県としてどういうものを柱に据えるのだという観点だと思いますので、私から御説明させていただきます。まず沿岸部は、高速交通網ができましたので、これを有効に活用させていただくのが一つの手だろうと思っております。そういった中で、沿岸部で有利な条件というのは何かという話になりますと、一つは税の優遇措置で、これが第2期復興・創生期間になっても継続し、市町村は減収補填が受けられますので、固定資産税等の税の優遇措置一つの武器として、企業立地ができるのではないかと考えております。

あわせまして、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金というものがございま

す。企業立地に関して言いますと、津波震災区域については、企業立地に対しての補助金が出ているものがございますが、これにつきましても、当初は申請が令和元年度末までの予定でしたが、令和5年度末まで申請ができる、そして完了が令和7年度末までという形で延長されております。高速交通網と企業立地の有利性、こういったものを前面に押し出して、企業立地についても製造業だけではなくて、工場のような形でやっている農林水産関係の事業所もございますので、こういったものも広く見ながら、商工労働観光部あるいは農林水産部と連携しながら、内陸部の企業立地の非常に優れた市町村と同じようにやっていけるよう、県としても御支援させていただいて、対応してまいりたいと考えております。

○飯澤匡委員 引き続きウオッチしていきますが、震災10年を迎えて、被災地自治体の首長は、何が一番といったら、産業振興だと言っているわけです。県が10年間何をやってきたかということについて、しっかり反省の上に立たなければならないと思います。商工労働観光部に聞いても、さっぱり答えが出てこない。商工労働観光部は手持ちの波打ち際のことと精いっぱいです。となると、被災地の経済の再興については、沿岸広域振興局と地元の自治体との連携をうまく図って、誰かキーパーソンをしっかりとつくって、その人のもとで進めていくということをやっけていかないと。被災地自治体を回ると、県に対してあまりいい評判を聞かないのです。それはなぜかということについて、しっかり反省の上に立っていただきたいと思います。

それから、もう一点、フォーラムというものは、もういいかげんにやめたらどうですか。集まってくる人も関係者ばかりではないですか。いろいろな面でリモート会議などICTの活用ができます。考え方の熟度を高めるというよりも、まさにこれから行動することだと私は思います。予算特別委員会で決定しましたけれども、フォーラムは開催すれば終わりというような事業なので、もっと含みを持たせたお金の使い方に留意していただきたいと思います。以上で終わります。

○郷右近浩委員 私からは、岩手県警察本部に若干質問をさせていただきたいと思います。3月19日の朝刊において、岩手競馬の禁止薬物問題で、容疑者不詳のまま書類送検へという記事がありました。前日、予算特別委員会の農林水産部の部局審査で、私自身も、そろそろどういう形かで一旦線を引いたほうがいいのかといった趣旨の発言をさせていただいたものですから、これはこれで一つの区切りなのだろうということで、淡々と受けとめたわけでありまして。今回の報道によると、自然発生した禁止薬物を偶発的に摂取した可能性が極めて高いと結論づけた模様という形でしたが、果たして本当にそのような形の処理となったのか。さらに、ことしの7月にこの案件が競馬法における3年の時効を迎えるという中、なぜこのタイミングだったのか違和感がありますので、あわせてお伺いしたいと思います。

○加藤生活環境課長 競馬法違反事案についてのお尋ねであります。岩手県警察本部では、県警察本部生活環境課、盛岡東警察署、奥州警察署による合同捜査を鋭意進めてきた

ところでございます。捜査の過程では、人の故意によるものではなく、敷きわらや飼料に禁止薬物が自然発生した事例が把握されたところでございます。そのため、岩手県競馬組合に対して、令和元年12月、当時岩手県競馬組合に所属する厩舎で使用もしくは保管しております敷きわらの全部交換、全部廃棄、それから代替品への交換を要請しております。その上で競走馬の飼養環境、敷きわらの流通過程等を捜査した結果、犯罪ではないという可能性が非常に高いという結論に至ったところでございます。岩手競馬の関係施設への監視カメラの設置不備が要因で、被疑者の存在を完全に否定するには至らなかったところでございますが、盛岡地方検察庁への事件送付に当たりましては、犯罪ではない可能性が非常に高いとする捜査結果を明記して、3月19日に送付したところでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。先に質問していた1点、競馬法における時効が3年なので、ことしの7月に時効を迎えるという中、なぜこの時期だったのだろうかということ。スケジュール感、タイミング感をお示しいただければと思います。

○加藤生活環境課長 捜査を尽くし、捜査結果が取りまとまったことから、時効前ではございますが、このタイミングで送付したところでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。繰り返しになりますが、私自身も、どこかで一つ判断をつけなければいけないということを考えていたのでよかったわけです。岩手県議会の場で話したことはありませんが、岩手県競馬組合議会の中で、議員である私や同僚議員から、監視カメラの死角が結構あるのではないかと指摘をさせていただいてきたわけでありまして。それに対して何か改良したというよりも、しっかりやっていますというような話だけだったのです。岩手県警察本部でもしっかり捜査をやっていただいたと思っているわけでありましてけれども、反面、監視カメラの死角があるということで今のようなお話になると、例えば指導をもう少ししっかり行うとか、未然に防ぐということをやれなかったのかと思うわけでありまして。その点についてはどうだったのでしょうか。

○加藤生活環境課長 監視カメラの死角の解消という点についてのお尋ねでございますが、岩手県警察本部から申し出て確実に実施されるというところではございませんでしたが、厩舎内については死角がない状態に改善していただいたと考えております。その上で、1秒漏らさず捜査員が厩舎内の状況を確認したところでございまして、厩舎内については絶対大丈夫でしょうと。厩舎を一步外に出ますと死角があり、部外者による犯行ですとか、岩手県競馬組合関係者による犯行というものも考えられたところでございますが、岩手県競馬組合関係者につきましては、その生計を失うという非常に大きなリスクがございます。必要な捜査を尽くして、無関係というところを立証したところでございます。

それから、部外者という点につきましては、出入りの警備が厳重にしかれておりますし、カメラも完備されておりましたので、これについても可能性はないというところで結論を出したところでございます。当初におきましては、設置不備がございましたので、どうしても微細な死角というものがございます。完全に被疑者の存在を否定できるものではございませんでしたので、このような送付になっているところでございます。

○郷右近浩委員 わかりました。当初は監視カメラの死角ありということでありました。今回の薬物事案が起こったことで、結果として、競馬場のセキュリティーはかなりしっかりとしたものになっているという中、非犯罪の可能性が高いといったような部分も受けて、そのためにしっかりとこれまでやってきた捜査を積み重ねた上で、今回の判断に至ったと。

これからなのですけれども、警察による捜査が終結し、今後検察庁による捜査を継続していく形になると思います。あくまで非犯罪の可能性が高いがゼロではないという状況で今回は収束を見る形ですが、岩手県警察本部として、今後はどのような対応をしていくお考えなのかお伺いしたいと思います。

○加藤生活環境課長 今後の再発防止に向けた対応でございますが、岩手県警察本部におきましては、これまでも場内外のパトロール、制服警察官やパトカーによる場内の警備を行ってきたところでございます。姿を見せるということで、競馬関係者はもちろん、ファンの皆さんの安全、安心にもつなげていきたいと思っております。定期的というのではなくて、随時競馬場と連絡を取りながらパトロールを継続してまいりたいと思っております。

○郷右近浩委員 まだいろいろな可能性が残っていると思います。競馬事業というのは、公営ギャンブルであります。公正性がかなり強く求められる事業でありますので、公正を妨害するようなことは起こってははいけません。岩手競馬の事業に対する農林水産省などの信頼をかなり揺るがす事案であったと思います。岩手県警察本部としても、これからはっきり気を配っていただければと思います。以上、終わります。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

本日は、今年度最後の総務委員会となりますが、八重樫政策企画部長、佐々木ふるさと振興部長、大槻復興局長を初め多くの方が御退職されますほか、このたびの人事異動により異動される方も多くおられます。長い間大変ありがとうございました。

ここで、御退職、御異動される皆様を代表して、八重樫政策企画部長、佐々木ふるさと振興部長、大槻復興局長から、それぞれ一言お願いしたいと思います。

○八重樫政策企画部長 ただいまは、岩渕委員長からねぎらいの言葉をいただき、ありがとうございました。私、財政課の勤務が長いものですから、総務委員会に最も長くかかわらせていただきました。折衝担当としてのやり取りや、県議会における論戦、よりよい県土の実現を目指しての議員の方との種々の議論は、私にとってかけがえのない有益な経験となりました。飯澤委員、本当にありがとうございました。

後藤新平は、鉄道院総裁のときの訓辞において、一に人、二に人、三に人と述べました。県の仕事も人に尽きると思います。ここにいる私の後輩諸君が、議員の皆さんと大いに議論を尽くして、希望郷いわてを実現させてくれると信じております。長い間の御指導、御鞭撻に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○佐々木ふるさと振興部長 このような機会をいただき、お礼を申し上げます。私自身は、

平成20年度に地域振興部の管理担当課長となり、それから、ものづくり、科学技術、I L C、ふるさと振興と、さまざまな分野で御指導を賜りました。総務委員会の県外調査では、四国の中山間地域に行って葉っぱ産業の調査をしたり、岩手県議会国際リニアコライダー建設実現議員連盟で欧州合同原子核研究所、ドイツ電子シンクロトロン研究所を御案内したり、さまざま思い出されます。

何より、縁があって委員各位、議員の方と知り合いになれたこと、これが私自身の大きな財産だと捉えております。4月以降もさまざまなかわりがあると思っておりますし、この人口減少下、新しい執行部体制で、地方創生、デジタル化、さまざまな議論が行われると思います。後輩たちがしっかり議論させていただくことと思っておりますので、時に優しく、時に厳しく、引き続きの御指導を賜ればと思っております。これまでの深い御厚情に改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○大槻復興局長 委員長から過分なねぎらいの言葉をいただきました。ありがとうございます。私は、ちょうど今から11年前に医療局の管理課長をやらせていただいて、東日本大震災津波後の10年とほぼかぶったような状況になってございます。御審査いただいた災害弔慰金の分析を見てみたのですが、病院機能の停止による初期治療のおくれ、病院の機能停止による既往症の悪化によって災害関連死として亡くなった方がかなりいるという特徴があると、改めてわかりました。

そういった中で、管理課長をやっていたとき、東日本大震災津波の直後だったのですが、山田、大槌、高田病院の再建、大東病院の大規模修繕をやることができたということ、そして沿岸部については、高台に病院を移すことができたということで、少しはお役に立てたのかなと思います。一方で、先ほど飯澤委員からのお話もあつたとおり、なりわいの再生といった部分について、なかなか力を尽くせなかったという反省もございます。

私は総務委員会と環境福祉委員会を行ったり来たりだったのですが、総務委員会の委員の方には大変お世話になりました。職員憲章が大事だということはそのとおりののですが、それよりも前に、私が入庁し、施設管理をしているときに、私の上司の盛岡土木事務所長から、おまえのものでもそういう判断をするのか、と言われたことがございます。つまり、自分のものだったらどういう判断をするのだろうかということを37年間ずっとやってきました。私も各後輩の職員には、そういったことをずっと話してきたつもりでございます。自分のものだったらどうなのだろう、自分の身内だったらどうなのだろうということを考えながら県の行政をすることが大事なのではないかと思っておりますので、後輩の皆さんは、そういった観点で行政に取り組んでくれると思っております。今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。ありがとうございます。

○岩淵誠委員長 長きにわたりまして県勢発展に御尽力をいただきましたこと、改めて感謝と敬意を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。健康には十分御留意をされまして、新天地での御活躍を心より御祈念を申し上げたいと思っております。

それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。

調査項目につきましては、(仮称)いわて被災者支援センターについてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

おって、継続審査及び継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出をすることといたしておりますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております令和3年度総務委員会調査計画(案)のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。